

総

務

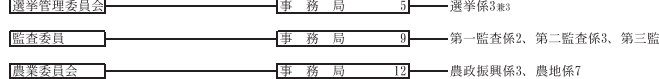
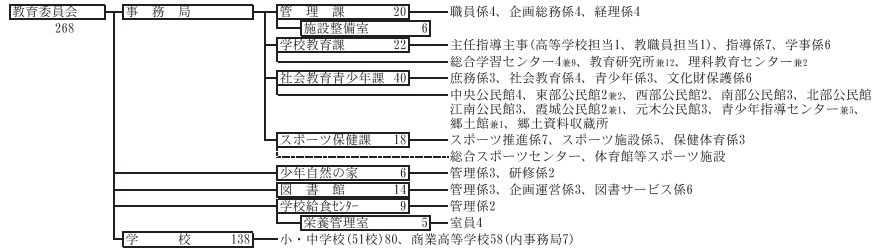
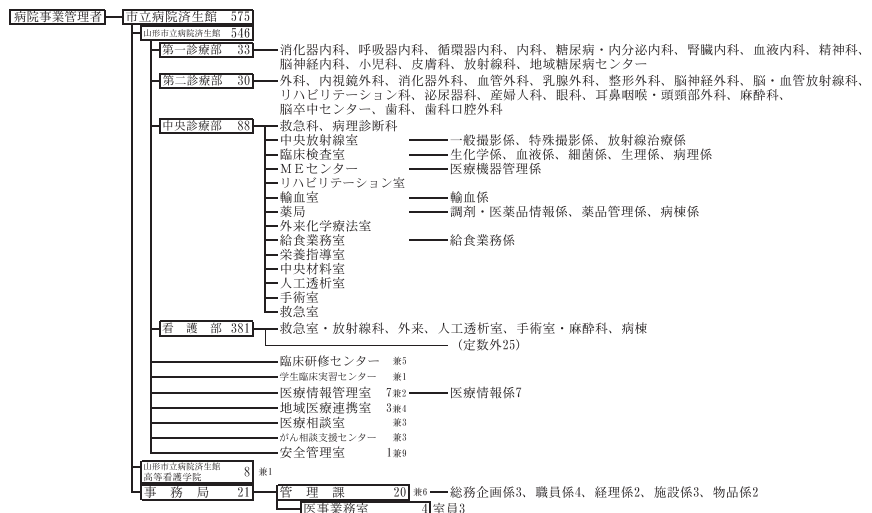


組 織 機 構 図
組 織 改 革 等
中 核 市 へ の 移 行
職 制 ・ 給 与
広 報 ・ 広 聴
国 際 交 流
姉 妹 都 市(海外)
友 好 都 市(海外)
友 好 都 市(国内)
市 制 記 念 事 業
災 害 対 策

組織機構図（令和元年度）

市長 副市長	総務部 77	秘書課 7	秘書係5
		総務課 9	総務係3、法令係4
		法務遵守対応室 兼*	
		行政経営課 7	行政組織係3、行政経営係3
		職員課 19	人事係6、人材育成係2、給与係5、厚生係4 (労働組合専従2)
		広報課 18	*1 広報係5、地域振興係4、コミュニティ推進係5 コミュニティセンター(20所)
		国際交流センター 3	国際交流係4
		防災対策課 10	防災対策係3、地域防災係3、避難者支援係2
		工事検査課 3	*8
	財政部 150	財政課 13	財政第一係6、財政第二係5
		管財課 21	管理係3、管財係3、用地係2、車両係10
		契約課 8	物品契約係4、委託契約係3
		市民税課 34	税制係3、市民税第一係6、市民税第二係6、 市民税第三係6、市民税第四係5、雑税係6
		資産税課 35	管理係4、土地第一係6、土地第二係4、家屋第一係8、家屋第二係7、 償却資産係4
		収納管理課 17	管理係4、収入整理係6、特別滞納整理係3、換係2
	納税課 27	現年第一係5、現年第二係5、現年第三係3、 過年第一係4、過年第二係4、過年第三係4	
企画調整部 46	企画調整課 18	政策調整係6、統計調査係4、交通企画係3、協働推進係3	
	文化振興課 9	市民活動支援センター 文化施設係3、文化振興係2、創造都市推進係3	
	男女共同参画センター 6	清風荘、山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館、市民会館、まなび館	
	情報企画課 12	参画推進係5 ICT推進係2、情報システム係4、基幹システム係4	
市民生活部 74	市民課 38	管理係7、住民登録係5、記録調査係5、戸籍係7、住居表示係3 国民年金係6、交通安全係3 市民課証明コーナー、畜場	
	市民相談課 3	市民相談係2	
	消費生活センター 4	消費生活係3	
	国民健康保険課 28	計量検査所 国保計画係4、国保資格係4、国保医療係7、高齢者医療係6、保険税係5 (山形県後期高齢者医療広域連合派遣3)	
健康医療部 107	保健総務課 14	総務企画係6、医事業務係5	
保健医療部(保健所長)	健康増進課 35	管理係2、健康増進係4、成人保健係6、健康栄養係6	
保健医療部(保健所副所長)	健康増進課 15	健康増進・感染症対策室 精神保健係6、感染症予防係8	
	母子保健課 17	母子保健第一係4、母子保健第二係6、母子保健第三係5	
	生活衛生課 21	食品衛生係9、営業衛生係5	
	動物愛護センター 3		
	食肉衛生検査所 17	管理係2、検査指導係9、試験検査係5	
環境部 50	環境課 15	地球温暖化対策係4、環境保護係3、公害係6	
	ごみ減量推進課 13	計画係5、減量推進係4、施設係2 上野最終処分場 (山形広域環境事務組合派遣22)	
	廃棄物指導課 21	産業廃棄物係6、一般廃棄物係13	
福祉推進部 123	生活福祉課 31	管理係2、企画係3、地域福祉係3、保護第一係7、保護第二係7、 保護第三係7 総合福祉センター	
	長寿支援課 27	管理係3、計画推進係2、地域包括支援係6、ようご支援係5、長寿福祉係4、 予防推進係5 あたご荘、菅沢荘、漆山やすらぎ荘、大曾根さわやか荘、黒沢いこい荘、 デザイナーズセンター(漆山、菅沢、銅野)	
	介護保険課 24	管理係3、認定第一係5、認定第二係3、給付係5、介護保険料係4	
	障がい福祉課 25	管理係3、給付係8、障がい福祉第一係6、障がい福祉第二係6 (育休代替正職員1)	
	指導監査課 13	まんさくの丘 福祉法人指導係3、高齢福祉指導係6、障がい福祉指導係3	
	福祉文化センター 2	*2 業務係1 希望の家、働く女性の家、小白川やすらぎ荘	
子ども未来部 160	子ども未来課 127	管理係4、施設整備係5、保育係3	
	指導監査室 3		
	保育園(10園) 109	(育休代替正職員2)	
	保育育成課 23	児童館(4館)、つばき子育て支援センター、さくら子育て支援センター、 べにっこひろば、べにっこひろば子育て支援センター、児童遊園	
	家庭支援課 18	ひとり親支援係2、手当係5、医療係6、児童相談係4 山形学園、助産所	
商工観光部 43	雇用創出課 12	雇用労政グループ3、企業誘致グループ4、企業支援グループ3 (育休代替正職員1)	
	山形ブランド推進課 14	山形テルサ ブランド戦略グループ4、街なか・商業グループ5、 ふるさと納税グループ3 産業歴史資料館	
	観光戦略課 14	観光コンベンショングループ3、誘客推進グループ4、 観光地整備グループ2、DMO推進グループ3 国際交流プラザ、観光案内センター	
	東京事務所 2		
農林部 50	農政課 20	農政企画係5、営農改善係4、農産係4、就農・経営支援係3、 6次産業推進係2 農業研修センター、西蔵王放牧場	
	農村整備課 21	計画指導係4、農村整備係4、鳥獣対策係2	
	地籍調査室 9	地籍調査第一係4、地籍調査第二係4 御殿塚中央視水広場、上野ふれあいプラザ21、 高瀬虹花ふれあいセンター、高瀬虹花ふれあい公園	
	森林整備課 10	林政係3、林道係2、森林整備係3	
	地方卸売市場 管理事務所 7	管理係3、業務係2	
まちづくり政策部 81	まちづくり政策課 17	開発指導係5、都市計画係6、街路係2 (育休代替正職員1)	
都市政策調整監 1	まちなみデザイン課 11	景観係3、屋外広告物係3、市街地整備係3	
	建築指導課 15	審査第一係4、審査第二係3、指導係6	
	公園緑地課 17	緑化推進係3、施設維持係5、西公園係3、計画整備係4	
	管理住宅課 19	野草園、馬見ヶ崎プール、都市公園、霞城セントラル広場、西公園 工事契約係4、用地係5、住宅政策係4、市営住宅係4 市営住宅(18所)	
都市整備部 90	道路整備課 18	道路計画係4、道路整備第一係4、道路整備第二係4、橋りょう工事係4	
	河川整備課 15	河川保全係3、河川整備係3、雨水管理係3、雨水整備係3	
	道路維持課 48	庶務係3、用地係5、施設係3、道路占用係3、 道路景観係4、道路維持係26 中央駐車場、香澄駐車場、大手町駐車場、済生館前駐車場、地下駐輪場、 西口駅前広場駐車場、霞城セントラル駐輪場、山形駅東口交通センター、 山形駅東口交通センター駐車場、駐輪場、山形駅東西自由通路	
	建築課 17	建築第一係4、建築第二係3、建築第三係2、設備第一係3、設備第二係3	
会計管理者 11	会計課 10	*6 審査係第一係3、審査第二係3、出納係3	





固定資産評価審査委員会

公平委員会(県委託)

平成31年度山形市職員数(平成31年4月1日時点)					
部	局	名	職員定数	職制	大目
市長	部	名	1,091	1,127	33
消防本部			258	260	2
上下水道			204	172	32
市立病院済生館			575	600	25
議会			17	16	1
教育委員会			309	268	41
選挙管理委員会			5	5	0
監査委員			9	9	0
農業委員会			13	12	1
合計			2,481	2,469	60

※ 職員定数、条例定数
 現員数、配置中一員数
 定数外：山形広域環境事務組合22、後期高齢者医療広域連合3
 労働組合専従2、山形県消防防災航空隊2、育児休業30
 山形市職員定数条例第4条第2項の規定による定数外1

組織数・職員数（行政経営課）

（平成31年4月1日現在）

部 局	事 務 部 局 等				公 の 施 設 等			定 数	現員数
	部	課	室	係	課相当	室相当	係相当		
市 長 部 局	12	51	3	176	7	1	19	1,091	1,091
消 防 本 部	1	5		12	2	7	34	258	258
上 下 水 道	1	8		39	1		2	204	172
市 立 病 院 済 生 館	1	1	1	5				575	569
議 会	1	2		4				17	16
教 育 委 員 会	1	4	1	12	4	1	16	309	268
選 挙 管 理 委 員 会		1		1				5	5
監 査 委 員		1		3				9	9
農 業 委 員 会		1		2				13	12
合 計	17	74	5	254	14	9	71	2,481	2,400

（会計管理者及び会計管理者補助組織は、市長部局（一般）に含めて計上）

※組織数の定義

- 1 組織数については、専任職員の配置されている組織のみを数える。
- 2 市立病院済生館については、事務局で専任職員の配置されている組織のみを数える。
- 3 公の施設等については、次にあげる施設等で専任職員が配置されている施設等を数える。
 - (1) 市長部局 山形市行政組織規則第17条に定める公の施設等
 - (2) 消防本部 山形市消防署の組織に関する規程に定める組織
 - (3) 上下水道 山形市上下水道部浄化センター等に関する規程に定める組織
 - (4) 教育委員会 山形市教育委員会事務局組織規則第2条に定める課以外の教育機関等（学校を除く）



組 織 改 革 等（行政経営課）

1 部等組織（市長部局）の変遷

年 度	部数	部 名 称（下線は変更部分）	備 考
昭和34年度	5	企画室、総務部、厚生部、経済部、建設部	
42年度	6	総務部、 <u>財務部</u> 、厚生部、経済部、 <u>農林部</u> 、健康部	企画室の廃止 財務部、農林部の新設
46年度	8	<u>企画調整部</u> 、総務部、 <u>税務部</u> 、 <u>市民部</u> 、経済部、農林部、建設部、 <u>福祉事務所</u>	財務部、厚生部の廃止 企画調整部、税務部、市民部、福祉事務所の新設
50年度	9	<u>秘書広報室</u> 、企画調整部、総務部、税務部、市民部、経済部、農林部、建設部、福祉事務所	秘書広報室の新設
56年度	10	秘書広報室、企画調整部、総務部、税務部、市民部、経済部、農林部、建設部、 <u>都市開発部</u> 、福祉事務所	都市開発部の新設
58年度	8	<u>企画広報部</u> 、総務部、税務部、市民部、 <u>産業部</u> 、建設部、都市開発部、福祉事務所	秘書広報室、企画調整部、経済部、農林部の廃止 企画広報部、産業部の新設
62年度	8	企画広報部、総務部、税務部、市民部、 <u>福祉部</u> 、産業部、建設部、都市開発部	福祉事務所の廃止 福祉部の新設
平成元年度	9	総務部、 <u>企画財政部</u> 、市民部、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、 <u>下水道部</u> 、 <u>べにばな国体事務局</u>	企画広報部、税務部の廃止 企画財政部、下水道部、べにばな国体事務局の新設
5年度	9	総務部、企画財政部、市民部、 <u>環境部</u> 、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	べにばな国体事務局の廃止 環境部の新設
7年度	10	<u>総合政策室</u> 、総務部、 <u>財務部</u> 、市民部、環境部、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	企画財政部の廃止 総合政策室、財務部の新設
9年度	10	総合政策室、総務部、財務部、 <u>市民生活部</u> 、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	市民部、福祉部を市民生活部、健康福祉部に統合再編
11年度	9	総務部、 <u>政策財務部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	総合政策室、総務部、財務部を総務部、政策財務部に統合再編
12年度	9	総務部、 <u>企画財務部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	政策財務部を企画財務部に改称
13年度	11	<u>総務部</u> 、 <u>財政部</u> 、 <u>企画調整部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、 <u>商工観光部</u> 、 <u>農林部</u> 、建設部、都市開発部、下水道部	総務部、企画財務部を総務部、財政部、企画調整部に再編 産業部を商工観光部、農林部に分割
15年度	12	総務部、財政部、 <u>企画調整部</u> 、 <u>合併推進部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林部、建設部、都市開発部、下水道部	企画調整部を企画調整部、合併推進部に分割
17年度	11	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林部、建設部、都市開発部、下水道部	合併推進部を廃止
21年度	10	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>子育て推進部</u> 、商工観光部、農林部、 <u>まちづくり推進部</u>	健康福祉部を、健康福祉部、子育て推進部に分割 建設部、都市開発部をまちづくり推進部に統合再編 下水道部を地方公営企業に移行し、廃止
24年度	10	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、 <u>福祉推進部</u> 、子育て推進部、商工観光部、農林部、まちづくり推進部	健康福祉部を福祉推進部に改称
令和元年度	12	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、 <u>健康医療部</u> 、環境部、福祉推進部、 <u>こども未来部</u> 、商工観光部、農林部、 <u>まちづくり政策部</u> 、 <u>都市整備部</u>	健康医療部を新設 子育て推進部をこども未来部へ改称 まちづくり推進部を、まちづくり政策部、都市整備部に分割

2 行政改革（行政経営課）

昭和60年12月	山形市行政改革大綱の策定
	<p>【内 容】 事務事業の見直し 事務事業の整理・簡素化 民間委託の推進 電子計算機の利用推進 機械化（OA化）等による事務改革の推進 財政運営の基本方針 給与の適正化 組織機構の改革 定員管理の適正化 市議会の合理化</p>
平成8年11月	山形市行財政改革大綱の策定
	<p>【内 容】 基本的な考え方 「市民の視点に立った改革」、「新総合計画の着実な推進」、「地域主権の確立」 改革の方向 行政運営の見直し 「事務事業の見直し」、「組織機構の見直し」、「人的資源の有効活用」、「情報化の推進」、 「透明性の向上」 健全な財政運営の確保 「歳入の確保」、「補助金等の見直し」、「経常的経費の節減」、「市債の管理」</p>
平成13年2月	山形市第二次行財政改革大綱の策定 （国の指針に基づいた平成8年11月の大綱策定を第一次と位置付けた）
	<p>【内 容】 第二次行財政改革の基本的な推進方策 ○行政を評価するシステムの構築 ○経営感覚を取り入れた行財政運営 ・行政のスリム化 ・健全な財政運営の推進 ○市民と行政の新しい関係の構築 ・市民の行政への参加 ・開かれた市政の推進 ・分権・行革時代にふさわしい職員への変革 ・時代に求められる市民サービスの向上</p>
平成17年11月	山形市新行財政改革プランの策定
	<p>【内 容】 目指すべき方向 市民満足度の向上 目標とする成果指標 財政効果、職員数の削減、給与費の削減 3つの基本戦略 仕事の検証システムを活用した効率的な行政経営 職員の定員適正化と組織機構・人事管理制度の見直し 受益者負担の適正化に向けた市民の総意形成 推進方策（14項目） 重点改革事項（38項目）</p>
平成17年11月	山形市職員定員適正化計画の策定
	<p>【内 容】 策定の目的 職員数純減目標の数値化 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 人件費の削減による経費の削減 基本方針 年度ごとの削減目標を設定し総職員数の削減 行政評価を活用した事務事業の見直し 事業のアウトソーシング等による人員の削減 職員の多様な任用・勤務形態を有効に活用 定員適正化の目標 定員管理の具体的方策</p>

平成22年 5月	山形市第4次行財政改革プランの策定
	<p>【内 容】 目標 「共創による質の高い行政経営を目指して～希望と安心を未来に引き継ぐ改革の実現～」 改革の方向性 「共創と不断の見直しによる市民サービスの最適化」 「質の高い効率的な行政経営」 「将来にわたる健全財政の堅持」 推進項目（11項目） 具体的取組事項（32事項）</p>
平成22年 5月	山形市第2次職員定員適正化計画の策定
	<p>【内 容】 策定の目的 事務事業と職員体制の見直し 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 健全財政の継続 基本的な考え方 市民の安心・安全を司る病院及び消防において体制の充実・強化 病院及び消防以外の各部局において業務の見直し等による職員の削減 定員適正化を図るための取組方針及び調整手法 定員適正化の目標設定</p>
平成27年 6月	山形市第5次行財政改革プランの策定 ※平成30年2月改定
	<p>【内 容】 目標 「時代の変化に対応できる共創と自律による経営改革」 改革の方向性 「自律による行政サービスの質的向上」 「市民とのパートナーシップの推進」 「変化に対応できる活力ある組織と人づくり」 「継続的な健全財政の堅持」 推進項目（12項目） 具体的取組事項（34事項）</p>
平成27年 6月	山形市第3次職員定員適正化計画の策定 ※平成30年2月改定
	<p>【内 容】 策定の目的 事務事業と職員体制の見直し 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 健全財政の継続 基本的な考え方 行政需要への的確な対応 部局の特性に応じた適正化計画の策定（上下水道部、済生館、消防本部は別途独自計画を策定） 中核市移行要員の確定時点における計画の見直し 育児休業取得職員の代替正職員の採用 再任用職員の積極的活用 定員適正化を図るための取組方針及び調整手法 定員適正化の目標設定</p>

中核市への移行（行政経営課）

1 中核市移行の目的・効果

(1) 目的

多様化する行政ニーズや人口減少、高齢化社会などの広域的な課題に対応していくためには、地方分権を推進し、地方自治体が主体的に施策を展開していく必要がある。中核市へ移行すると、保健衛生・福祉・環境分野を中心に様々な事務権限が県から移譲されるため、より市民生活に沿った施策展開が可能となる。また、「健康医療先進都市」の実現に向けては、定住人口や交流人口の拡大を図りながら県都としての活力を維持・発展させていく必要がある。

中核市への移行は、そのための基盤づくりや山形市がさらに成長していくためのステップと位置付け、以下の3つの目標を設定して取り組んできた。

① 市民福祉の向上

市民に身近な自治体として、多くの行政サービスを担うことにより、市民福祉の一層の向上を図る。

② 魅力あるまちづくり

「健康医療先進都市」の実現に向けて、様々な分野において、総合的に魅力あるまちづくりを行う。あわせて、東北の拠点都市としてのイメージアップを図り、ブランド価値を高めていく。

③ 圏域のリーダー的役割

県内唯一の中核市として、周辺自治体との地域連携を強化・牽引しながら、引き続き県内の中核的な役割を果たしていく。

(2) 効果

中核市移行の効果は、以下の5つが挙げられる。

① 保健衛生業務のパワーアップ

健康課・保健センター業務と保健所業務の一元化により、市民の健康や衛生に関するサービスの強化が図られる。

② 市民サービスのレベルアップ

住民にとってより身近な市が業務を担うことで、市民ニーズに沿ったきめ細やかな対応ができる。

③ 都市のイメージアップ

拠点都市として知名度・存在感が上がり、リーダー的都市として新たな広域連携の手法が広がる。

④ 事務手続きのスピードアップ

市が受付、県が認定していた事務を市が一括して行うことにより事務手続きの迅速化が図られる。

⑤ 行政の透明性アップ

包括外部監査制度の義務化により、行政の透明性がより一層高められる。

2 中核市移行までの経過

年 月	事 項
平成27年 2月	市議会本会議（所信説明）にて市長が中核市への意向を表明
	市議会総務常任委員会にて中核市推進の概要を説明
4月	総務部行革推進課内に「中核市推進室」を設置
	中核市への移行を円滑に推進するための庁内組織として「山形市中核市推進本部」を設置
	第1回山形市中核市推進本部幹事会を開催
5月	第1回山形市中核市推進本部会議を開催
6月	市長から知事へ中核市への円滑な移行について協力を要請
	第2回山形市中核市推進本部幹事会を開催
10月	市民生活部健康課内に保健所準備担当職員を配置
11月	第3回山形市中核市推進本部幹事会を開催
	第1回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
	第2回山形市中核市推進本部会議を開催
	「中核市移行に関する基本方針」を策定
12月	第4回山形市中核市推進本部幹事会を開催
	第2回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
平成28年 1月	中核市への移行を円滑に推進するため「山形市中核市移行市・県連絡会議」を設置
	第1回山形市中核市移行市・県連絡会議を開催
2月	第3回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
	第5回山形市中核市推進本部幹事会を開催
	第1回山形市中核市移行市・県連絡会議作業部会を開催
	第4回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
3月	「中核市市民講演会」を開催
平成28年 4月	総務部行革推進課内「中核市推進室」を「中核市推進課」に組織改編

年 月	事 項
平成28年 4月	市民生活部健康課に「保健所準備室」を設置 山形市中核市推進本部幹事会の下部組織として専門部会を設置 第5回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催 第6回山形市中核市推進本部幹事会を開催 第6回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
7月	第7回山形市中核市推進本部幹事会を開催
8月	第7回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催 第3回山形市中核市推進本部会議を開催 第2回山形市中核市移行市・県連絡会議を開催
9月	中核市に関する住民説明会を開催
11月	第4回山形市中核市推進本部会議を開催 「山形市保健所設置基本計画」を策定 「(仮称)山形市動物愛護センター基本構想」を策定 第8回山形市中核市推進本部幹事会を開催
平成29年 1月	第1回民生・保健衛生行政のサービス一本化に関する関係課長会議を開催
2月	第2回民生・保健衛生行政のサービス一本化に関する関係課長会議を開催
3月	第3回民生・保健衛生行政のサービス一本化に関する関係課長会議を開催
平成29年 4月	市民生活部健康課内「保健所準備室」を「保健所準備課」に組織改編 市から県へ長期研修職員を派遣（4人）
5月	市から県へ長期研修職員を派遣（6人） 第4回民生・保健衛生行政のサービス一本化に関する関係課長会議を開催 民生・保健衛生行政のサービス一本化に関する関係部課長会議を開催 第9回山形市中核市推進本部幹事会を開催
6月	第3回山形市中核市移行市・県連絡会議を開催 市長から知事へ重要事業として「中核市移行に向けた支援について」の要望書提出 第8回山形市中核市推進本部関係部長会議を開催
7月	第5回山形市中核市推進本部会議を開催
8月	中核市に係る県有施設等譲渡関係課長会議を開催 市独自性検討に係る関係課長会議を開催
10月	第10回中核市推進本部幹事会を開催 第9回中核市推進本部関係部長会議を開催
11月	第11回中核市推進本部幹事会を開催 第10回中核市推進本部関係部長会議を開催 第6回中核市推進本部会議を開催 「市獣医師職員の確保に係る対策」を作成
12月	第1回市獣医師確保プロジェクト会議を開催
平成30年 1月	第2回市獣医師確保プロジェクト会議を開催 第3回市獣医師確保プロジェクト会議を開催 総務省による中核市移行希望に対する事前ヒアリングの実施
2月	「山形市中核市移行実施方針」を策定 市独自性検討に係る関係部課長会議を開催 中核市に関する住民説明会を開催
3月	第4回市獣医師確保プロジェクト会議を開催 第5回市獣医師確保プロジェクト会議を開催 第7回中核市推進本部会議を開催 「山形市獣医師職員確保プラン」策定 市議会における「中核市指定の申出」に係る議案の議決 山形県知事へ「中核市指定の申出に対する同意」の申入れ
平成30年 4月	市から県へ長期研修職員を派遣（12人）
5月	市から県へ長期研修職員を派遣（3人） 中核市に関する出張講座を開催
6月	第11回中核市推進本部関係部長会議を開催
7月	県議会における「中核市指定の申出に対する同意」に係る議案の議決 第12回中核市推進本部幹事会を開催 第12回中核市推進本部関係部長会議を開催 山形県知事による「中核市指定の申出」に対する同意 第8回中核市推進本部会議を開催
8月	市長が総務大臣に対し、中核市指定に係る申出
9月	第13回中核市推進本部幹事会を開催

年 月	事 項
平成30年 10月	第13回中核市推進本部関係部長会議を開催 中核市指定の閣議決定、政令公布
12月	第9回中核市推進本部会議を開催 県議会・市議会において関係条例の制定・改正等の議案を議決
平成31年 3月	中核市移行に伴う事務引継式を実施
平成31年 4月	中核市へ移行、山形市保健所、山形市動物愛護センター、食肉衛生検査所を開設 中核市移行記念式典を開催

3 県から移譲された事務の概要

中核市移行に伴い、県から市へ移譲される事務については2,543事務の提示を受け、協議・同意のもと平成31年3月27日に事務引継式を行った。

(1) 法定移譲事務（法令、通知等により中核市の権限と定められている事務）

分野	主な事務	事務数
民生	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置の認可・監督 ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳の交付 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け ・社会福祉審議会の設置・運営 ・民生委員の定数の決定、研修・指導 ・指定障害児通所支援事業者への勧告、措置命令 ・介護医療院の開設の許可、許可基準に係る条例の制定 等 	630
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康維持、増進のための事業の実施 ・感染症の予防及びまん延防止対策 ・飲食店営業の許可 ・旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可 ・温泉の利用許可 ・診療所等の開設届の受理 ・食肉衛生検査（牛・豚等のと殺解体後検査、BSE検査等） ・動物愛護・狂犬病予防 ・浄化槽の設置等の届出受理 等 	1,041
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬業等の設置の許可 ・産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 ・水銀排出施設の設置の届出の受理 ・有害使用済機器の保管等に係る事業者等に対する報告徴収、立入検査 等 	289
都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業の登録、屋外広告物の条例による設置制限 ・景観計画の策定 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録、変更、登録の抹消 等 	255
文教	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 ・重要文化財に関する現状変更等の許可 ・教育委員会・学校等へのスクールソーシャルワーカーの配置 等 	31
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法施行令に基づく身体障害者に対する書面での証明交付 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び条例の制定 ・保育対策総合支援事業費補助金、教育支援体制整備事業費交付金交付 等 	69
合計		2,315

(2) 任意移譲事務（法定移譲事務以外の関連事務等）

分野	主な事務	事務数
民生	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害児入所施設の指定、勧告、措置、情報提供等 ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出の受理、公表、措置命令、通知の受理 等 	27
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用牛肉・ふぐ取扱い開始の届出の受理と届出済証の交付 ・出張美容業務従事届の受理、確認、届出済証の交付、携行の指導 ・シックハウス症候群に関する相談に対する対応 	158

分野	主な事務	事務数
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸等に係る衛生確保対策 ・ 小規模水道の新設、増設及び改修工事に伴う確認申請 ・ 医師の免許申請等の受付及び知事への送付 ・ 視能訓練士の免許申請等の受付及び知事への送付 ・ 魚介類行商人の登録、書換え交付、再交付及び登録証の交付 等 	
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水質・土壌に係る特定施設設置届出の受理 ・ 生活環境影響調査方法書 等 	36
都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者向け優良賃貸住宅事業者への助言及び指導 等 	7
合計		228

4 組織・職員体制

移譲事務等の新たな行政需要に対応していくため、組織改編を行うとともに必要な職員を新たに配置した。また、円滑な業務遂行のため、指導的立場を兼ねた業務経験豊富な県職員の派遣を受け、市職員の人材育成に取り組んでいる。

県からの職員の派遣 14人

派遣受入先	業務内容	職種	人数
健康医療部保健総務課	医事薬事業務の総括、指導、遂行	薬剤師	2
健康医療部健康増進課精神保健・感染症対策室	精神保健・感染症予防業務の統括、調整、指導	保健師	2
健康医療部生活衛生課	食品衛生業務の総括、指導、遂行	薬剤師	3
	乳肉衛生管理業務の指導、遂行	獣医師	1
健康医療部生活衛生課動物愛護センター	動物愛護センター業務の総括、指導	獣医師	1
食肉衛生検査所	食肉衛生検査業務の総括、指導、遂行	獣医師	5

5 市民への周知・PR活動

中核市移行の目的・効果、進捗状況等について、住民説明会や出張講座の開催のほか、テレビ、ラジオ、市のホームページ、フェイスブックなどを活用し積極的な広報活動を行った。

年月	事項
平成28年 2月 3月	「中核市に関するリーフレット」を作成し、『広報やまがた』に折込み全戸配布 「中核市市民講演会」を開催
平成28年 8月 11月 12月	山形市テレビ広報番組「やまがた市政の目」で「学ぼう！中核市 山形市は中核市への移行を目指します」を放送（山形放送） 市街地公民館（8カ所）で中核市に関する住民説明会を開催 市民周知用「ミニのぼり旗」を作成し、各課窓口、施設、関係団体等へ配布 「中核市PR用ロゴマーク」を作成、記者会見用バックボードにロゴマーク配置（広報課）、
平成29年 3月	中核市ロゴマークの職員名刺台紙への印刷（山形ブランド推進課）、市議会報への掲載
平成29年 4月 5月 7月	「中核市に関するリーフレット」を作成 『広報やまがた』で「中核市ニュース」の連載を開始 市民周知用「のぼり旗」の作成
平成30年 2月 ～3月 3月	市街地公民館（1カ所）及びコミュニティセンター（5カ所）で中核市に関する住民説明会を開催 山形市テレビ広報番組「やまがた市政の目」で「中核市移行まで一年 中核市移行で何が変わる？」を放送（山形放送）
平成30年 4月 5月 7月 10月	山形市ラジオ広報番組「ハロー山形声の広報」で中核市についての広報を開始（山形コミュニティ放送、毎月1回、全12回） 中核市に関する出張講座を開催（以降随時、計13回開催） 市民周知用「うちわ」の作成 政令公布にあわせ、「懸垂幕」「タペストリー」「壁面サイン」「のぼり」を設置
平成31年 1月 2月 3月	中核市山形市誕生の周知ポスター作成 中核市移行記念献立給食の実施 山形市テレビ広報番組「やまがた市政の目」で「まもなく 中核市「山形市」誕生！」を放送（山形放送）

6 中核市市長会

中核市市長会の会員として、中核市市長会主催の各種会議等へ出席している。

職 制 ・ 給 与

1 市 職 員 数 (行政経営課) (平成31年 4 月 1 日現在)

部 局	定 数	現員数	内 訳					
			一 般 職	専 門 職	医 療 職	消 防 吏 員	そ の 他 職	教 育 職
市 長 部 局	1,091	1,091	845	190	—	—	56	—
消 防 本 部	258	258	7	—	—	250	1	—
上 下 水 道	204	172	172	—	—	—	—	—
市 立 病 院 生 館	575	569	28	3	538	—	—	—
議 会 事 務 局	17	16	15	—	—	—	1	—
教 育 委 員 会	309	268	108	5	—	—	83	72
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	5	5	5	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 事 務 局	9	9	9	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 事 務 局	13	12	12	—	—	—	—	—
計	2,481	2,400	1,201	198	538	250	141	72

2 職 員 給 料 (職員課)

(1) 平均給料月額 (平成30年 4 月 1 日現在)

職 種	人 員	平均 給料	平均 年 齢	平均 経 験 年 数
一 般 行 政 職	868 人	3,249 百円	41.04 歳月	19.10 年月
税 務 職	119	2,979	39.02	18.08
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	1	5,708	65.07	41.02
薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職	26	2,834	37.07	13.08
看 護 ・ 保 健 職	42	3,326	42.02	19.06
福 祉 職	91	2,853	36.04	14.08
消 防 職	247	3,007	37.01	17.03
企 業 職	759	3,365	40.09	19.01
技 能 労 務 職	150	3,575	50.09	31.11
教 育 職	79	4,146	48.07	25.05
計	2,382	3,280	41.03	20.00

(2) ラスパイレス指数

年 度	平成25	26	27	28	29	30
ラスパイレス指数	108.5	100.3	100.5	101.6	101.6	101.5

3 特 別 職 の 職 員 の 給 与 ・ 報 酬 (職員課)

(1) 報 酬 (議員関係を除く) (平成31年 4 月 1 日現在)

職 名	額	職 名	額
教 育 委 員 長	114,000	投 票 立 会 人 (投票所)	(日) 10,700 円
教 育 育 長	698,000	” (期日前投票所)	(〃) 9,500
上 下 水 道 事 業 管 理 者	698,000	開 票 立 会 人	(〃) 8,800
病 院 事 業 管 理 者	698,000	選 挙 立 会 人	(〃) 8,800
選 管 委 員 長	94,000	条 例 第 6 条 の 職 に 有 る 者 (介 護 認 定 審 査 会 及 び 障 害 程 度 区 分 判 定 審 査 会 の 委 員)	(〃) 18,000
選 管 委 員	68,000	” (上 記 以 外 の 者)	(〃) 10,400
選 管 委 員 の 補 充 員	(日) 10,400	公 民 館 長	(年) 135,000
常 勤 監 査 委 員	556,000	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	(〃) 135,000
非 常 勤 の 監 査 委 員 (議 員)	54,000	消 防 団 団 長	(〃) 127,000
” (学 識 経 験 者)	252,000 以 内	” 副 団 長	(〃) 96,000
農 業 委 員 会 会 長	120,000	” 分 団 長	(〃) 50,000
” 会 長 代 理	75,000	” 副 分 団 長	(〃) 45,000
” 委 員	67,000	” 部 長	(〃) 39,000
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	30,000	” 班 長	(〃) 30,000
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	(日) 11,000	” 班 員	(〃) 25,500
” 委 員	(〃) 10,400	財 産 区 管 理 委 員	(〃) 10,400 以 内
選 挙 長	(〃) 10,600		(日) 10,400 以 内
投 票 管 理 者 (投票所)	(〃) 12,600		(月) 260,000 以 内
” (期 日 前 投票 所)	(〃) 11,100		(年) 350,000 以 内
開 票 管 理 者	(〃) 10,600	地 方 公 務 員 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号 の 職 に 有 る 者	(月) 400,000 以 内

(2) 市 長 及 び 副 市 長 の 給 料 (平成31年 4 月 1 日現在)

市 長	副 市 長
1,066,000 円	843,000 円



広 報 ・ 広 聴 (広報課)

1 市 報

『広報やまがた』昭和23年6月創刊。昭和44年4月から毎月2回(1日、15日)A4判2色刷16～20頁、昭和63年4月から一部カラー印刷、平成16年5月から2色刷として発行。現在、約102,000部発行し、市内全世帯及び主な官公庁・事業所等に無料配布している。

※昭和60年度全国広報コンクールで総理大臣賞受賞 昭和61年度全国広報コンクール入選
平成元年度全国広報コンクール(組写真)入選 平成8年度山形県広報コンクール特選
平成10年度山形県広報コンクール(ビデオ)特選
平成15年度、16年度、18年度、24年度山形県広報コンクール(映像)特選
平成29年度・平成30年度山形県広報コンクール(映像)入選

点字広報 視覚障がい者のための広報として、昭和43年4月創刊、以降毎月2回(1日・15日)発行。
B5判16頁、部数約20部。

声の広報 点字を読めない視覚障がい者のための広報として昭和53年7月創刊。市報の内容をカセットテープに吹き込み、毎月1回発行。平成27年4月より記録メディアをカセットテープからCD-Rに変更。部数約20部。

音声コード版広報 「活字文書読上げ装置」を利用している視覚障がい者のための広報として、平成20年12月創刊。
毎月2回(1日・15日)発行。部数約70部。

2 テレビ広報

市政の各施策について映像を通して分かりやすく伝えるとともに、お知らせやイベント情報を発信することにより市民の参加を促している。

YBC = 「やまがた市政の目」(毎月第2土曜日午前9時40分～15分間)、「やまがた東西南北」(毎週水・金曜日午前11時25分～90秒)。YTS = 「やまがたCity情報」(毎月第3金曜日午後7時54分～3分間)。TUY = 「マイタウンやまがた」(毎月第1・3日曜日午前11時40分～1分間)。SAY = 「山形市情報ウェブ」(毎月第2・4木曜日午後8時54分～9時の間の1分間)。ダイバーシティメディア = 「やまがたタウン情報」(毎日午前8時25分～5分間)。

3 ラジオ広報

市政のお知らせやイベント情報をラジオのFM放送で発信することにより市民の参加を促している。

エフエム山形 = 「山形シティナビゲーション」(毎週月～金曜日、午前8時30分～3分間)

山形コミュニティ放送 = 「ハローやまがた声の広報」(毎週月～金曜日午前8時～10分間、午前9時50分～5分間、午後1時30分～10分間、午後5時45分～5分間。毎週金曜日には職員等が出演し、イベントやさまざまな事業を直接紹介)、「村山地域 耳寄り情報」(毎週月～金曜日午前7時30分～、午後6時30分～、毎週日曜日午前9時00分～のそれぞれ10分間)

4 インターネット活用による広報・広聴

(1) 市公式ホームページ「なんたっすやまがた」

市のお知らせや観光・イベント情報などを市公式ホームページで発信するとともに、市に対する提言や意見なども寄せてもらい、双方向性の情報交換を行っている。

平成8年11月、山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」開設。平成14年3月、各種申請書の一部をダウンロード可能とし、平成17年1月に携帯電話用サイトを新たに開設、同年9月には映像配信を開始した。

平成17年12月にリニューアルを実施。平成19年6月には、より多くの市民の声を収集し、市政運営に役立てるとともに、市民の行政への理解を深めることを目的として、市政への意見・提言等をEメールで受け付け、回答するサイトを設置した。

平成22年12月には発信情報を整理し、開設から2回目となるリニューアルを実施。

平成27年12月には3回目のリニューアルを実施し、普及の進むスマートフォンやSNSの活用に対応した。

(ホームページURL <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>)

(2) 市公式フェイスブックページ

スマートフォン端末等の普及に伴う情報発信の多様化に対応し、若年層への効果的な情報発信を実施するため、「市公式フェイスブックページ」を運用している。市政情報やイベント情報のほか、災害発生等の緊急的な情報などを迅速に発信している。平成27年3月から試験運用を実施、平成28年1月から本運用による情報発信を行っている。

(フェイスブックページURL <https://www.facebook.com/yamagatacity/>)

5 市政懇談会・要望などの処理

市民参加の市政を推進するため、市長が直接地域に出向いて地域課題等について懇談する市政懇談会を開催している。また、自治組織などから提出される市政への要望等については、随時受け付けており、文書で受け付けたものは、原則として文書により回答している。

6 自治推進委員

地区民の要望・提言を市政に反映させるとともに、市政の広報広聴活動を円滑に推進するため、全市30地区に548人の自治

推進委員を委嘱している。(平成31年4月1日現在)

7 パブリックコメント

市の計画や条例などを策定する際に、市民の皆様からの意見を計画等に反映させるため、パブリックコメントを広報やまがたや山形市ホームページを通して募集している。

8 公衆街路灯電気料補助・公衆街路灯設置事業補助

夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が行う公衆街路灯設置事業や、町内会等が維持管理している公衆街路灯に補助金を交付している。

電気料	高効率の36W蛍光灯として契約した場合の電気料に相当する額を上限に補助。
器具	LED照明10W未満かつ1,000lm以上又は10W以上の器具の設置：1灯当たり38,500円以内
	LED照明10W未満かつ1,000lm未満の器具の設置：1灯当たり15,400円以内
	器具の修理：1灯当たり12,000円以内
	補助柱の設置・修理等：1本当たり30,000円以内
	維持管理(60W以上の蛍光灯など)：1灯当たり850円(年額)

9 いきいき地域づくり支援事業補助

各地区が自ら考え自ら行う特色ある地域づくり事業に対し、その対象事業費の3分の2以内で50万円を上限として補助している。

- 平成30年度の事業の主なもの
- ・地域活性化のためのイベントの開催
 - ・地域の歴史的景観を活用したパンフレットの作成
 - ・環境美化のための花壇の設置 など

10 地域集会所建築等に対する助成

地域住民の福祉文化の向上を図るため、地域住民が集会所等に利用する施設を地域または町内ごとに建築もしくは賃借、またはその敷地を購入もしくは賃借する場合において助成している。

- 補助金
- ① 新築・増築・修繕等の場合………事業費の3分の1以内で750万円を限度とする額。
 - ② 敷地購入の場合………購入代金の3分の1以内で800万円を限度とする額。
 - ③ 賃借(敷地・建物・居室)の場合……賃借料の2分の1以内で月額8万円を限度とする額。
(ただし、120カ月以内)
 - ④ 利子補給………事業費の額から補助金を差引いた残金の10分の8以内で1,500万円を限度とした額を対象に、5.5%を超える分について、5年間に限り利子補給する。

11 町内会等による一斉除・排雪作業等に対する助成

(1) 一斉除・排雪作業に対する報償金支給

自治組織が自治活動の一環として除排雪作業を実施した町内会等に対し報償金を支給し、業者等より作業車輛を借り上げた場合は重機使用加算額をあわせて支給している。

平成27年度に、世帯数の多い町内会等は除排雪を要する間口等も多く、除排雪する場所も広範囲になり、1日で作業を終えることが困難であるため、世帯数に応じた制度利用回数に見直しを行った。

―見直し前―

作業を実施した町内会等に対し、1シーズンにつき1回支給。

ただし、豪雪対策本部が設置された場合は、1シーズン3回まで支給。

―見直し後―

作業を実施した町内会等の次の世帯数の区分に応じ、1シーズンあたりの支給回数を設定。

300世帯未満の町内会等	…	1回
300世帯以上500世帯未満の町内会等	…	2回
500世帯以上の町内会等	…	3回

ただし、豪雪対策本部が設置された場合は、世帯数区分に応じ回数に、さらに2回追加した回数まで支給。

(2) 除・排雪機械購入補助

町内会等で除・排雪機械を購入した場合、購入費の3分の2以内で40万円を上限として補助する。



12 コミュニティセンターの管理、運営支援

まちづくりを推進するため、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するとともに、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めるための拠点施設として、平成23年度より市内20地区のすべての地区公民館をコミュニティセンターに移行した。

コミュニティセンター20館の管理については、警備業務や施設設備機器の保守点検業務を専門の業者へ委託するほか、施設の必要な修繕等を行い、適切な維持管理を行っている。

また、コミュニティセンターの運営については、地域の実情等に精通した地域団体に委託し、日常的な運営業務や各種事業の実施等に関して受託団体への支援を行っている。

コミュニティセンター名 (愛称等)	運営業務受託団体	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造階層
鈴川コミュニティセンター (鈴川ふれあい館)	鈴川コミュニティセンター運営委員会	山家町2-4-48	641-3275	3,536.01	1,499.54	鉄骨2階
千歳コミュニティセンター	千歳コミュニティセンター運営協議会	落合町1087-1	622-2860	2,767.09	999.93	鉄骨2階一部鉄筋
飯塚コミュニティセンター	飯塚コミュニティセンター運営協議会	横道7	644-3479	2,663.95	778.25	木造平屋
樫沢コミュニティセンター (くぬぎざわ交流館)	樫沢コミュニティセンター運営協議会	金石田8-2	644-5652	2,741.98	766.00	木造平屋
出羽コミュニティセンター	出羽地区まちづくり協議会	大字千手堂404-1	684-7030	3,472.06	999.24	木造2階一部鉄筋
金井コミュニティセンター (金井地区交流センター)	金井地区交流センター運営協議会	大字陣場903	684-5900	4,001.76	1,099.32	鉄骨2階
楯山コミュニティセンター (たてやまなかま館)	たてやまなかま館運営協議会	大字風間1181-1	686-2001	4,511.81	1,076.93	木造2階
滝山コミュニティセンター	滝山コミュニティセンター運営協議会	上桜田1-17-26	622-3401	4,246.77	902.50	木造2階
東沢コミュニティセンター (マジャーレがんど)	東沢コミュニティセンター運営協議会	大字妙見寺4	622-5480	2,897.01	767.24	木造平屋
高瀬コミュニティセンター (高瀬紅花ふれあいセンター内)	高瀬ふれあい交流センター	大字下東山1360	686-3341	2,100.00	930.20	鉄骨平屋
大郷コミュニティセンター	山形市大郷コミュニティセンター	大字中野543	681-1351	2,669.74	751.07	鉄骨平屋
南沼原コミュニティセンター	山形市南沼原コミュニティセンター運営協議会	南館西19-11	644-3212	3,300.00	1,099.20	鉄骨2階
明治コミュニティセンター	山形市明治コミュニティセンター運営協議会	大字洪江979	684-7333	3,319.82	970.67	木造2階一部鉄筋
南山形コミュニティセンター	山形市南山形コミュニティセンター運営協議会	大字松原203-1	688-2001	3,215.11	989.45	木造2階一部鉄筋
大曽根コミュニティセンター	大曽根コミュニティセンター運営協議会	大字上反田811-2	643-2054	2,640.61	995.71	鉄骨2階一部鉄筋
山寺コミュニティセンター (やまでら館)	やまでら館運営協議会	大字山寺517-1	695-2001	9,209.66	982.19	木造2階一部鉄筋
蔵王コミュニティセンター	蔵王地区コミュニティセンター運営協議会	蔵王半郷1028	688-2120	5,300.00	1,041.73	木造2階一部鉄筋
西山形コミュニティセンター	西山形コミュニティセンター運営協議会	大字柏倉3800	643-3104	1,500.00	548.45	木造2階
村木沢コミュニティセンター (あじさい交流館)	あじさい交流館運営協議会	大字村木沢1672-1	643-2050	2,663.46	833.91	木造平屋
本沢コミュニティセンター	山形市本沢コミュニティセンター運営協議会	大字長谷堂1070-1	688-2310	2,747.96	772.00	木造平屋

○平成30年度コミュニティセンター実施事業数並びに参加者数

種 別	事業数	参加者数
ふれあい・交流事業	186事業	69,730人
地域づくりのための事業	121事業	37,237人
合 計	307事業	106,967人

「ふれあい・交流事業」：より身近なテーマで親しみやすい事業を企画し、コミュニティセンターにより多くの地域の方々が集い、交流する機会を増やしながら地域の連帯感を高めるとともに、今後の地域づくりを担う人材発掘を行う事業

「地域づくりのための事業」：様々な地域課題について、地域住民とコミュニティセンター職員が話し合い、課題解決に向け、共同して企画立案して実施する事業

13 コミュニティセンター建設事業

平成23年2月に策定した「山形市コミュニティセンター整備基本方針」に基づき、老朽化した6館について順次建替えを実施している。

コミュニティセンター名	施設の建築年次	建替年度
飯塚コミュニティセンター	昭和49年1月	平成25年度
村木沢コミュニティセンター	昭和49年12月	平成26年度
本沢コミュニティセンター	昭和50年3月	平成27年度
東沢コミュニティセンター	昭和50年12月	平成28年度
榎沢コミュニティセンター	昭和52年1月	平成29年度
西山形コミュニティセンター	昭和53年3月	令和2年度

※西山形コミュニティセンターについては、平成28年度にこれまでの建設予定地の両脇に活断層が存在することが確認されたことから、平成29年度に西山形地区と連携して検討を行い、新たな建設予定地と建替えスケジュールを決定した。

○令和元年度の事業概要

- ・西山形コミュニティセンター
基本構想を基に、建築基本設計・実施設計及び外構実施設計を行う。

国 際 交 流（国際交流センター）

1 国際化推進事業

国際化の進展に伴い、多くの市民が国際的な視野を広め、時代に対応した豊かな国際感覚を身に付けるとともに、多文化の相互理解や地域レベルでの国際交流の進展、市民の国際化意識の高揚、行政の国際化推進を目的に交流員を配置し、山形市の国際交流事業の一層の充実を図っている。

- 事業内容
- ・海外友好姉妹都市との連絡、交流事業の展開
 - ・国際交流出前講座の実施（市内小・中学校、高校、大学、公民館等）
 - ・在住外国人支援事業の補助
 - ・国際化への対応（各種翻訳・通訳）

2 在住外国人のための支援事業

(1) 外国人相談窓口事業

在住外国人に対し、市役所での手続きや日常生活での悩み、日本語教室等の情報提供を行う「一般相談」（随時開設）と家族の呼び寄せや婚姻、在留資格等に関する「専門相談」（第1・3水曜日 11:00～15:00）を、多言語対応の相談員を配置して実施している。「専門相談」は、経験豊かな山形県行政書士会会員の方々の協力を得て実施している。

(2) 子育て支援事業

母子訪問指導（妊産婦及び乳幼児の保健指導、育児支援助言指導）への通訳派遣

3 山形市国際交流協会運営補助事業

市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際相互理解と、諸外国との国際親善に寄与することを目的に平成3年8月設立された、山形市国際交流協会に事業運営のため補助をしている。

- ・平成30年度 補助金額 16,232千円

4 山形市国際交流センターの運営管理事業

霞城セントラル内山形市国際交流センターを、友好姉妹都市の紹介や情報提供による交流の拡大と民間団体の活動拠点として提供し、市民レベルでの国際交流の活発化、さらには多文化共生社会の形成、在住外国人に対する支援等の各種の施策を展開する施設として運営管理を行っている。

5 友好姉妹都市・友好交流協定締結都市交流事業

海外及び国内の友好姉妹都市7都市、友好交流協定締結都市1都市との交流事業を展開し、市の代表団や市民訪問団の派遣及び友好姉妹都市等からの訪問団の受け入れを行っている。

また、友好姉妹都市や友好交流協定締結都市に関する情報提供を行い、民間交流の推進と友好姉妹都市・友好交流協定締結都市に関する周知を図っている。

姉 妹 都 市（海外）（国際交流センター）

1 キッツビューエル市（オーストリア共和国）姉妹都市締結年月日：昭和38年2月17日

キッツビューエル市は、アルプス山麓の都市で、風景がよく、四季を通じた観光・スポーツの好適地である。特にスキー環境が山形の「蔵王」とよく似ており、また、“銀嶺の王者”の映画撮影で来形したトニー・ザイラー氏や、スキースクールで教えたフランツ・デルブル氏等、スキー関係者の交流が深まり姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成12年7月、山形市国際交流課長を団長に市民親善訪問団7人が7日から14日までキッツビューエル市を訪問。平成17年～20年の3月、国際蔵王ジャンプ大会に、女子ジャンプコーディネーターとしてキッツビューエル市出身のエドガー・ガンスター氏が参加。平成25年10月、姉妹都市締結50周年を記念してクラウス・ヴィンクラー市長をはじめとする訪問団34名が来形。平成26年10月、姉妹都市締結50周年及び平成25年のキッツビューエル市の来形の答礼として、山形市長を団長とする山形市民訪問団38名がキッツビューエル市を訪問。平成30年9月、姉妹都市締結55周年を記念して山形クラブを中心とする訪問団16名が来形。

2 スワンヒル地方市（オーストラリア）姉妹都市締結年月日：昭和55年8月6日

スワンヒル地方市は、温暖な気候で、酪農・果樹・穀物栽培の中心地であるとともに、水上スポーツ等の観光都市ともなっている。スワンヒル地方市との交流は、昭和46年に山形ロータリークラブが訪問したのをはじめ、翌47年には、産業・文化などの研修のためスワンヒル市長以下6人が来形するなど、互いの交流が発展し姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成13年4月、スワンヒル地方市の市民17人が山形市を訪問。同年5月、山形市収入役を団長とする友好代表団8人がスワンヒル地方市を訪問。平成14年10月、市民30人を含む友好代表団一行37人がスワンヒル地方市を訪問。平成15年7月スワンヒル地方市及びオーストラリアを広く市民に紹介するため「GO豪オーストラリア2003」を開催。平成17年5月、山形スワンヒルクラブが主催した「スワンヒル友情の旅」に、職員2人を派遣。同年8月、姉妹都市締結25周年を記念してスワンヒル地方市友好訪問団16人が来形。平成22年7月、山形スワンヒルクラブが主催した「友情の旅」に、職員2人を派遣。同年8月、姉妹都市締結30周年を記念してスワンヒル地方市友好訪問団14人が来形。また、昭和61年より、中高生の短期交換留学を隔年で実施しており、平成26年6月には、短期交換留学生と共に、レス・マクフィースワンヒル地方市長が来形。平成27年7月、姉妹都市締結35周年を記念して、山形市長を団長に山形市民訪問団35名がスワンヒル地方市を訪問し、同年8月にマイケル・アダムソン市長を団長とする訪問団25名が来形。

3 ウランウデ市（ロシア連邦）姉妹都市締結年月日：平成3年2月16日

ウランウデ市は、バイカル湖の東約75kmに位置し、針葉樹林に覆われた山々に囲まれ、市内にはセレンガ川とウデ川が流れる美しい街である。昭和62年8月、第11回日ソ沿岸市長会（現日ロ沿岸市長会）の席で、ウランウデ市長から山形市との姉妹都市締結が提案された。さらに平成元年、山形市で開催された第12回日ソ沿岸市長会議等を通じて両市の友好は更に深まり、平成2年には山形市議会議長を団長とする山形市の友好親善訪問団がウランウデ市を訪問し、友好関係の構築を目指していくことで合意、姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成11年11月、アイダエフ・ジェナディ・アークヒボヴィッチ市長を団長とするウランウデ市代表団5人が来形。平成13年6月、水道事業管理者を団長とする「ウランウデ市友好代表団」一行5人が、ウランウデ市を訪問。同年9月、ウランウデ市との姉妹都市締結10周年を記念し、山形市において記念式典を開催。ミハイル・マツヴィーヴィッチ副市長を団長とする代表団5人が来形。平成17年7月、アイダエフ・ジェナディ・アークヒボヴィッチ市長ほか1人が来形。平成24年7月、アレクサンドル・ゴルコフ市議会議長を団長とする代表団3人が来形。平成28年8月から9月にかけて、ウランウデ市との姉妹都市締結25周年を記念して、山形市長を団長に山形市民訪問団35名がウランウデ市を訪問し、翌年2月にアレクサンドル・ゴルコフ市長を団長とする訪問団7名が来形。

4 ボルダー市（アメリカ合衆国）姉妹都市締結年月日：平成6年4月22日

ボルダー市は、山形県と姉妹県であるコロラド州にあり、州都デンバー市の北西約43kmに位置し、世界中のスポーツ選手が集まる高地トレーニングのメッカとして脚光を浴びている。また「コロラドミュージックフェスティバル（CMF）」などのイベントが開催される芸術文化都市であり、さらに「宇宙大気研究所」やIBM等の先端技術企業が立地している頭脳集積型の都市でもある。ボルダー市とは、平成2年7月の山形市代表団がデンバー市を訪問した際にボルダー市に立ち寄ったのを始まりとし、平成3年7月山形交響楽団メンバーがCMFに参加、平成4年8月ボルダー市長他一行8人が山形市に来形、平成5年7月には山形市長を団長とする女性友好訪問団一行45人がボルダー市を訪れるなど相互交流が実を結び姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成19年4月、「山形市民さくら植樹訪問団」38人がボルダー市を訪問し、ボルダー市民とともに桜の植樹を行った。平成21年4月、ボルダー市公園課職員1人を受け入れ、桜についての多面的な研修を実施した。同年11月、アップルバウム市長が来形。平成22年4月、ボルダー・山形友好協会会長ブランド玉木洋子夫妻が来形。同年5月、山形北ロータリークラブが主催したボルダー市への訪問団に職員2人を派遣。平成24年7月、ボルダーバレーロータリークラブの高校生2人が来形。同年9月、ボルダー市で開催された医療研修に、市立病院済生館の看護師3人が参加。平成25年6月、ボルダー市等の高校に通う生徒らで結成されたユース・イン・アクションが来形し、市内小・中学校、商業高校を訪問。同年9月、ボルダー市より看護師2名が来形し、市立病院済生館などを視察。同年10月、洪水被害を受けたボルダー市に対し、山形市より見舞状、災害見舞金100万円を贈呈。アップルバウム市長よりお礼状が届く。平成26年5月、姉妹都市締結20周年を記念し、山形市長を団長とする訪問団23名が、ボルダー市を訪問。平成28年4月、姉妹都市締結20周年を記念し、ボルダー市より市民訪問団8名が来形。

友 好 都 市（海外）（国際交流センター）

1 吉林市（中華人民共和国）友好都市締結年月日：昭和58年4月21日

吉林市は、山形市と同じように周囲が山々に囲まれた盆地の中にあり、街の中心部には松花江という大きな川が流れ、豊かな自然に恵まれた農業・工業の都市である。

吉林市との交流は、昭和54年に「第1次日中友好山形市民のつばさ」訪中団が中国を訪問したのを始まりとし、県日中友好協会や「第2次日中友好山形市民のつばさ」訪中団による訪問や吉林市農業研修生の受け入れ等により交流が深まり、友

好都市が実現した。

近年の交流状況：平成13年9月、山形市助役を団長とする「第7次日中友好山形市民のつばさ」一行132人が吉林市を訪問。山形商業高校と吉林第二高級中学が友好校を締結。以来、隔年で、両校間で相互派遣を実施している。同年10月、吉林市教育友好訪問団一行5人が来形。平成14年2月、吉林市訪問団4人が来形、同年4月「海外友好姉妹都市留学生交流事業」として、吉林市より留学生5人を受け入れ。平成15年2月、吉林市友好訪問団5人が来形。同年4月、吉林市より留学生二期生5人を受け入れ。平成16年3月、友好都市締結20周年記念式典出席のため、吉林市友好代表団7人及び農業代表団4人が来形。平成20年4月、友好都市締結25周年を記念し、尹伊君副市長を団長とする吉林市代表団5人が来形。同年10月、山形市より「第8次日中友好山形市民のつばさ」一行126人が吉林市を訪問。平成29年4月、呂吉権外事弁公室主任を団長とする吉林市代表団5名が来形し、市内の温泉観光地やスキー場を視察。平成30年4月、肖立群吉林市政府外事弁公室副調研員を団長とする吉林市経済訪問団8名が来形し、市内の老人福祉施設や温泉観光地、スキー場を視察。

2 台南市（台湾）友好都市締結年月日：平成29年12月6日

台南市は、長らく首都として栄えた街であり、当時をしのぶ名所、旧跡が数多く残っている。日本統治時代の建物をリノベーションし、現代によみがえらせ活用しているのもその一つである。また、台南小吃が多く立ち並ぶ食の街でもある。

台南市との交流は、昭和39年に大久保伝蔵山形市長が台湾との民間交流を行ったことを始まりとし、平成5年に山形商工会議所と台南市進出口商業同業公會が姉妹会議所となって以来、民間が主体となって経済分野での交流を深めていた。平成28年12月に山形商工会議所、山形県日華親善協会、山形市長が、台湾からのインバウンド拡大を目的に台南市を訪問した際に、台南市長より両市の友好関係を更に発展させていきたいという提案がなされ、平成29年12月、李孟諺市長を団長とする訪問団9名が来形し、観光・経済・文化・教育・スポーツの5つの分野における交流を進めることとする「山形市と台南市との友好交流促進に関する協定」を締結。同年12月下旬から1月にかけて、スポーツ交流の一環として「台南市巨人杯国際青少年野球大会」への出場のため、山形市選抜チーム22名が台南市を訪問した。平成30年8月には、台南市金城國民中学の野球部24名が来形し、市内で活動する硬式野球チームとの親善試合や花笠まつりに参加するなどして親睦を深めた。また、同年11月には市長を団長に市内の企業経営者らを中心とした経済訪問団40名を派遣し、台南市の経済状況の視察等をおこなった。

友 好 都 市（国内）（国際交流センター）

1 大島町（東京都）友好都市締結年月日：昭和53年8月7日

山形市は、昭和45年に始まった東京都大島町との「海山子ども交歓学習会」を通じて培われてきた両市町間の友好を確立し、今後さらに産業・教育・文化など幅広い交流を深めるため、友好都市の契りを結ぶことになり、昭和53年6月22日の市議会で議決、締結式典は同年8月7日に山形市で行われた。平成24年7月、川島理史町長と職員1人が来形。平成25年11月、山形市長が大島町を訪問。土砂災害を受けた大島町に対し市からの災害見舞金500万円、市議会からの見舞金20万円、市民義援金3,547,208円を贈呈。

2 加美町（旧中新田町：宮城県）友好都市締結年月日：平成元年7月18日

昭和40年6月に、教育委員会が企画した「史跡巡り」に100人余りの市民が参加、中新田町（現在の加美町）を訪れたことにより交流が始まる。それ以降、市民同士の交流が深まり、昭和62年7月に、中新田町長や同町文化財友の会会員一行50人が来形し、昭和63年6月には山形市助役や市議会議員12人が中新田町を訪問した。これらの経緯で友好都市の契りを結ぶことになり、平成元年6月の山形市議会で議決、締結式典は同年7月18日に山形市で行われた。平成25年5月、加美町との防災協定が締結されるにあたり、旧町名のままだった友好都市盟約書を改訂し、改めて取り交わした。

〈注〉中新田町は、合併により、平成15年4月1日から加美郡加美町となった。

市制記念事業（総務課）

1 山形市制施行130周年記念式典

令和元年7月1日（月）

○中央公民館 参加者数 467人

2 市有料施設の無料開放（市制施行130周年記念事業）

令和元年7月7日（日）

○野草園 入場者数 297人

○市民プール（みなみ、北） ” 175人

○総合スポーツセンター 屋外プール ” 200人

○山寺芭蕉記念館 ” 156人

○馬見ヶ崎プール（ジャバ） ” 1,321人

入場者総数 2,149人



災 害 対 策（防災対策課）

1 山形市地域防災計画の見直し

市民の安心と安全の確保に向け、山形市地域防災計画に基づき防災対策の充実強化に取り組んでいる。平成23年3月11日に発災した東日本大震災の教訓を踏まえ平成24年度に大幅な見直しを行ったあと、毎年見直しを行っている。

(1) 行政の防災体制の強化

- ① 災害対策本部の設置基準の引き下げ（震度5強→震度5弱）
- ② 災害対策連絡会議の新設（震度4または風水害で特に警戒が必要な場合）
- ③ 防災支部の新設（27カ所 震度4または風水害で特に警戒が必要な場合に設置）
- ④ 市避難所の見直し（92施設 震度4または風水害で特に警戒が必要な場合に設置）
- ⑤ 地区避難所の新設（地区集会所などの施設で自主防災組織など地区が運営）
- ⑥ 防災支部と市避難所への指名職員（予め指名された市職員）を配備
- ⑦ 防災支部及び市避難所の運営マニュアル作成
- ⑧ 大規模市有施設（総合スポーツセンター、国際交流プラザなど）の災害時における有効活用
- ⑨ 災害時応援協定の推進（福祉避難所、臨時災害放送など）

(2) 地域防災力の向上

- ① 自主防災組織の育成と活動推進
- ② 自主防災組織における防災計画の策定と見直しの推進
- ③ 共助備蓄の推進

(3) 防災情報の収集伝達手段の充実

- ① 緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メールマガジン、SNS（Twitter、Facebook）による配信
- ② Jアラートによる緊急情報の自動配信に向けたシステム整備（平成25年度）
- ③ 防災行政無線（移動系）のデジタル化整備（平成26年度）
- ④ 災害による避難が予想される地域に居住する住民及び自主防災組織への防災ラジオの配付（平成28年度から）

(4) 備蓄の見直し

- ① 自助備蓄の推進（個人、家族、事業者へ3日間程度の生活に必要な物資の備蓄を推進）
- ② 共助備蓄の推進（自主防災組織への補助を通じて、避難誘導、地区避難所に必要な資機材の整備を推進）
- ③ 公助備蓄の推進（高齢者等用食糧、毛布、携帯トイレ、自家発電機及び防災倉庫の整備）

(5) 蔵王山に係る火山防災対策

噴火警戒レベルに応じた避難計画等を整備（平成28年度）

2 自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金

町内会及び自治会等を単位として市民が自主的に組織する自主防災組織が、情報の連絡、初期消火、応急救助、避難誘導、炊き出し等の防災活動を行うための資器材等を購入する場合、次の区分により補助金を交付している。

- (1) 新たに設立した自主防災組織（地区避難所へ避難する場合） 補助限度額30万円
- (2) 新たに設立した自主防災組織（直接、市避難所へ避難する場合） 補助限度額20万円
 - ・購入額が10万円以下の場合：購入に要した額
 - ・購入額が10万円を超える場合：10万円と10万円を超える額に1/2を乗じて得た額（10万円を限度）と合算した額
- (3) 既設の自主防災組織 補助限度額 30万円から既に補助を受けた額を差し引いた額

3 自主防災組織活動支援報償金

防災訓練等の活動支援として、防災訓練を実施した自主防災組織に対し、年度内につき1回、報償金を支給している。

- (1) 報償対象：自主防災組織が行う防災訓練及び訓練で使用する物資等の保守点検及び補修、補充、更新
- (2) 報償金基本額： 1組織 30,000円
 - ・自主防災組織内の世帯数に応じて報償金基本額に1万円ずつ加算する。

50～199世帯	1万円増
200～499世帯	2万円増
500以上の世帯	3万円増

4 地区自主防災組織連絡会活動支援金

地区自主防災組織連絡会の活動支援として、会議や研修会等を開催した地区自主防災組織連絡会に対し、年1回支援金を支給する。(令和元年から)

- (1) 支援対象：地区自主防災組織連絡会が開催する会議や研修会等
- (2) 支援金額：1組織 10,000円

5 山形市総合防災訓練

災害時における円滑で的確な応急活動の実施に向け、また、住民の防災意識の高揚と防災技術の向上、防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、毎年度、山形市総合防災訓練を行う。

平成30年度は、9月1日(土)山形市総合スポーツセンター第5駐車場において、被災現場における応急対策訓練、各種体験・展示、山形市立東小学校体育館において、市避難所の開設・運営訓練を実施した。

6 急傾斜地崩壊対策事業費県負担金

傾斜30度以上で高さ5m以上の崩壊地で危害が及ぶ恐れのある人家が5戸以上の区域を県が指定し、県がその対策工事を実施する。市はその一部負担金を支払う。

- (1) 国庫補助の採択基準：事業費7,000万円以上かつ急傾斜地の高さが10m以上、保全対象住宅10件以上
負担割合は事業費の5%
対象地区：岩波、菅沢(平成28年で終了)、風間(令和元年度から)
- (2) 県単独事業の採択基準：急傾斜の角度が30度以上、高さが5m以上、保全対象住宅が5件以上
負担割合は事業費の20%
対象地区：長谷堂(西向)、山寺(地藏堂)

7 かけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域内に建っている危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するために補助金を交付する。平成30年度の補助金申請はなし。

除却費	802千円	}	国1/2・県1/4・市1/4
建物助成費	3,190千円		
土地取得費	960千円		

8 土砂災害危険区域住宅移転補助金

土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害から保護するため、危険区域内の居住者が住宅を撤去し、この市の区域内の危険区域外に住宅を移転する場合、次の区分により補助金を交付している。平成29年度の補助金申請はなし。

(1) 対象となる住宅の移転

- ① 新築移転 地すべり等により住宅が、全壊、埋没、または流失等したため、他の場所に新たに住宅を建築すること
- ② 解体移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して他の場所に移転すること
- ③ 引方移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を解体しないで他の場所に移転すること
- ④ 既存建物購入移転 地すべり等により住宅が全壊、埋没、もしくは流失等したため、または土流災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して、新たに既存建物を購入して移転すること

(2) 補助金の額

区分	補助上限額	左記の根拠
①新築移転	2,266千円	340千円×20坪(66㎡)×1/3
②解体移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4
③引方移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4
④既存建物購入移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4

9 山形市避難行動支援制度

平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、それまでの山形市災害時要援護者避難支援制度を見直し、平成26年度から山形市避難行動支援制度を実施した。

この制度は、災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で手助け(避難支援)が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆様と山形市が協働しながら体制づくりを進めるものである。